

SAJ スノーボード指導者規程

平成 10 年 10 月 5 日 制定

平成 12 年 9 月 20 日 改正

平成 14 年 6 月 28 日 改正

平成 17 年 6 月 15 日 改正

平成 23 年 9 月 20 日 改正

(任 務)

第1条 スノーボード指導員、スノーボード準指導員及び財団法人日本体育協会・本連盟公認スポーツ指導者制度による指導員・コーチ及び教師(以下「指導者」という。))は、スノーボードの先達として自覚と誇りをもって、その普及発展に努めなければならない。

(資 格)

第2条 指導者は、全国共通の資格を有する。

(資格の確認)

第3条 指導者は、指導者ライセンスの交付を受けなければならない。

(義 務)

第4条 指導者は、次の各号に掲げる義務を負うものとする。

- (1) 指導者の任務を完遂するため、積極的に指導者研修会に出席するものとする。
- (2) 指導者は、加盟団体の事業には、優先的に参加しなければならない。

(資格の停止)

第5条 指導者で、次の各号に掲げる一に該当する者は、指導者の資格を停止するものとする。

- (1) 所定の研修会に2年続けて欠席したとき。
- (2) 年次登録料を納期までに納入しないとき。

(資格の喪失)

第6条 指導者で、指導者として体面を汚すような行為があった者は、評議員会の決定によって、指導者の資格を喪失するものとする。

2 指導員で、次の各号に掲げる一に該当する者は、理事会の決定によって、指導者の資格を喪失するものとする。

- (1) 本連盟会員登録規程第9条の規定により、会員の資格を喪失したとき
- (2) 正当な理由なくして、研修会に3年続けて欠席したとき
- (3) 年次登録料を3年続けて納入しないとき

3 指導者が辞任したいときは、その理由を付し、加盟団体長を経て、本連盟会長にその旨を届出て、理事会で承認された者は、指導者の資格を喪失するものとする。

(登録料の納期)

第7条 第1条に定める指導者は、各種公認・登録等料金一覧表に定める会員登録料及び年次登録料を所定の期日までに加盟団体を経て本連盟に納入しなければならない。

2 前項については、スキー指導員又はスキー準指導員を有する者は、年次登録料を免除する。

3 公認スポーツ指導者制度によるスキー指導者については、前項の年次登録料の納入のほか日体協に納入する年次登録料は、日体協の規定によるものとする。（規程の改廃）

第8条 この規程の改廃は、理事会の議決による。